写

建住第　242　号
令和元年７月９日

一般社団法人岩手県建築士事務所協会会長　　様

岩手県県土整備部建築住宅課総括課長

建築基準法施行細則の一部を改正する規則の施行について

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（令和元年岩手県規則第11号）については、令和元年７月９日をもって公布され、附則の定めるところにより、公布の日から施行されました。

つきましては、この規則の施行が円滑に行われるよう、関係者に対する周知をお願いします。

記

１　改正の趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）の一部改正により、建築物の維持保全計画等の作成及び定期調査等報告に係る法及び政令で定められている対象建築物の範囲が改められたことに伴い、県が指定する対象建築物の範囲を改めようとするものである。

また、法改正により新設される許可及び認定に係る申請等の細目を定め、併せて所要の整備を行うもの。

２　改正の内容

（１）維持保全計画等の作成の対象建築物の指定（第６条関係）
（２）定期調査等報告の対象建築物の指定（第８条関係）
（３）許可及び認定に係る申請（第19条、第23条関係）
（４）条項移動に伴う所要の整備（第２条、第13条、第19条、第24条関係）

３　施行期日

公布の日から施行するもの。

担当：建築指導担当　髙橋
電話：019-629-5935
E-mail：kiyoshi_takahashi@pref.iwate.jp